

令和7年5月1日

【茨城県】地域公共交通経営改善支援事業費補助金について

5月1日（木）より茨城県による「地域公共交通経営改善支援事業費補助金」のバス事業者に対する申請が開始されました。

同補助金は、「公共交通DX・GXによる経営改善支援事業」と「バス運転士緊急確保事業」の2種類の補助事業があり、それぞれの補助内容等は以下のとおりです。

○ 公共交通DX・GXによる経営改善支援事業（バス関係抜粋）

【補助対象者】

次の要件をすべて満たす乗合バス事業者が対象となります。

- (1) 茨城県内に営業所があること。
- (2) 営業する系統の全てが、市町村（一部事務組合含む。以下同じ。）又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75同）第4条第2項に規定する地域公共交通会議等（以下、「交通会議等」）が運行主体である系統、若しくは市町村又は交通会議等との契約に基づき運行し、かつ収支赤字額の全て又はほぼ全額が補助等で充当される系統でないこと。
- (3) 営業する系統の全てが、道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用する系統でないこと。
- (4) 申請日（補助金交付申請書に記載された日）時点において営業をしていること。

【補助対象経費】

DXによる業務効率化やGXによる省エネ化を図るシステム等の導入経費

※ 令和8年2月28日までに導入が完了するものに限る。

【補助額】

1事業者あたり上限1,500万円（補助率1／2） ※国補助金と併用可

【事業期間】

令和7年4月1日～令和8年2月28日

【交付申請受付〆切】

令和7年6月30日（月）

【提出方法】

メール	bus@kenhojokin.jp
書 面	〒310-0913 茨城県水戸市見川町 2440-1 茨城県トラック総合会館 一般社団法人 茨城県バス協会

○ バス運転士緊急確保事業

【補助対象者】

◆ 乗合バス

次の要件をすべて満たす乗合バス事業者が対象となります。

- (1) 茨城県内に営業所があること。
- (2) 営業する系統の全てが、市町村（一部事務組合含む）又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議等（以下、「交通会議等」）が運行主体である系統、若しくは市町村又は交通会議等との契約に基づき運行し、かつ収支赤字額の全て又はほぼ全額が補助等で充当される系統でないこと。
- (3) 営業する系統の全てが、道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用する系統でないこと。
- (4) 申請日（補助金交付申請書に記載された日）時点において営業をしていること。

◆ 貸切バス

次の要件をすべて満たす貸切バス事業者が対象となります。

- (1) 茨城県内に営業所があること。
- (2) 申請日（補助金交付申請書に記載された日）時点において営業をしていること。

【補助対象経費】

バス運転士の採用広報に係る経費

※令和8年2月28日までに事業（支払い）が完了するものに限る。

【補助額】

1 事業者あたり上限10万円（補助率1／2） ※国補助金と併用可

【事業期間】

令和7年4月1日～令和8年2月28日

【交付申請受付〆切】

令和7年6月30日（月）

【提出方法】

メール	bus@kenhojokin.jp
書 面	〒310-0913 茨城県水戸市見川町 2440-1 茨城県トラック総合会館 一般社団法人 茨城県バス協会

上記補助制度に関する詳細な情報及び申請様式等については、県のホームページにてご確認下さい。

【公共交通DX・GXによる経営改善支援事業】

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chiikikoutsu/kikaku3-kotsu/bus/2025shien/dxgx.html>

【バス運転士緊急確保事業】

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chiikikoutsu/kikaku3-kotsu/bus/2025shien/busdriver.html>



地域公共交通経営改善支援事業（新規）

【R7当初予算額 388百万円】

政策企画部交通政策課地域交通G（029-301-2604）

鉄道G（029-301-2606）

物価高騰や運転士不足の影響を受ける中で経営改善に取り組む交通事業者に対し、DX・GXの活用による経営改善やバス運転士確保の更なる取組を支援します。

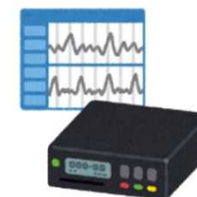
1 公共交通DX・GXによる経営改善支援事業（370百万円）

＜補助対象＞ 県内に営業所を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者、県内地域鉄道事業者のうち経営改善計画書※を提出する事業者

＜対象経費＞ DXによる業務効率化やGXによる省エネ化に係る経費

＜補助率＞ 1/2

＜補助上限＞ 乗合バス：15百万円/事業者 タクシー：6万円/台 鉄道：25百万円/事業者



2 バス運転士緊急確保事業（18百万円）

＜補助対象＞ 県内に営業所を有する乗合・貸切バス事業者のうち経営改善計画書※を提出する事業者

＜対象経費＞ バス運転士の採用広報に係る経費

＜補助率＞ 1/2

＜補助上限＞ 10万円/事業者



※経営改善計画書：賃上げ、業務効率化、運賃改定などの実施計画や内容を盛り込んだ計画書